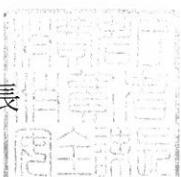


消 安 全 2 1 0 号
平成 28 年 7 月 20 日

一般社団法人日本エア遊具安全普及協会 殿

消費者庁消費者安全課長



小田原市エア遊具転落事故を受けた安全対策の徹底について（依頼）

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別の御理解、御協力をいただきましてありがとうございます。

平成 28 年 3 月 30 日小田原市の都市公園で発生した、指定管理者から契約を締結した民間事業者が運営するエア遊具が風で飛ばされて 13 名が負傷した事故について、平成 28 年 3 月 31 日付け通知において、安全対策の徹底について依頼したところですが、今般、本件事故について消費者庁において事故の原因等を分析しました。

エア遊具の事故防止には、貴協会が定める「安全運営の 10 ヶ条」の遵守が必要ですが、今回の事故を踏まえると、風に飛ばされる事故を防止するためには特に下記の対策の徹底が重要だと考えられます。

貴協会におかれでは、「安全運営の 10 ヶ条」の普及に努めるとともに、今回の事故を踏まえて、特に下記の事項について、積極的に研修等を実施する等、エア遊具に関する更なる安全対策の強化に取り組んでいただくようお願いいたします。

記

(1) メーカー所定のウェイト・くいを必ず使うこと

現場担当者がウェイト・くいについて、適切な箇所に適切な方法で設置するためには、ウェイト・くいの設置マニュアルを個別遊具ごとに整備し、担当者に教育・研修することが重要である。このため、運営事業者がメーカー（製造事業者又は輸入事業者）からエア遊具を購入又はレンタルする場合は、当該マニュアルの整備されたエア遊具を選定することが重要である。

(2) 強風注意報等が発令されていないことを確認すること

気象庁の強風注意報及び暴風警報は、風による災害が発生するおそれがある際に発令されるものである。このため、発令直後に風速が比較的穏やかであっても、短期間のうちに突風が発生する可能性がある。このため、確実に強風注意報等の発令状況を把握することが重要である。

(3) 風速計を必ず取り付け、風速基準に沿った運営をすること

強風注意報等が発令されていない場合であっても、局所的に風速が強くなる可能性等がある。このため、体感ではなく、正確に風速を把握するために、風速計を必ず取り付けることが重要である。また、「安全運営の10ヶ条」の基準（瞬間風速8m/超で運営注意、瞬間風速10m/s超で運営中断）等を踏まえつつ、各遊具の特性に沿って風速基準を定め、風速基準に沿った運営することが重要である。

(4) 点検リストに沿って確認すること

以上の（1）から（3）までの対策の実施について、現場担当者個人の判断に委ねるのではなく、点検リストに沿って組織的に確認する体制を整備することが重要である。

【添付資料】

「小田原市エア遊具横転事故の原因等について」

「小田原市で発生したエア遊具事故の概要」